## 徳島県港湾施設管理条例の一部改正について

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

## 徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例(昭和三十年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中「泊地」の下に「(小型船舶用泊地を除く。注第一項において同じ。)」を加え、

係船浮標
五、○○○トンを超える船舶の係留

<u> </u>		_
小型船舶用泊地	存舟汽楼	でドバロシチ 町六
小型船舶用泊地 二〇トン未満の船舶の係留	五、○○○トンを超える船舶の係留	五、〇〇〇トン以下の船舶の係留

一隻

係留一

日

六、〇〇〇

一隻

係留一

H

三、

000

隻

一係留一

日

11,000

隻

係留

日

六、〇〇〇

る。徳島小松島港万代地区及提案理由	この条例は、平成二十四 <b>附 則</b> さ、」を加える。	船舶の長さ一メートル
び中洲地区に小型船舶用泊	平成二十四年五月一日から施行する。	五〇〇
泊地を新設することに伴い、そのは	0	四二五 の長さに浮桟橋の長さとみなして計 ものを船舶の長さとみなして計 ものを船舶の長さを加えた は
使用料の額を定める必要がある。	ı	に改め、
。 徳島小松島港万代地区及び中洲地区に小型船舶用泊地を新設することに伴い、その使用料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由であ案理由		同二の注第三項中「トン数、」の下に「船舶の長
由 で あ		舶 の 長